

大田原市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、多数の市民が参加し開催される行事等を主催する者（以下「主催者」という。）に対して自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことにより、心室細動に陥った者の救命活動に備えるとともに、AEDの普及啓発を行い、市民の健康と安全の確保に資することを目的とする。

（貸出機器）

第2条 貸出機器は、大田原市保健福祉部健康政策課（以下「健康政策課」という。）に設置した貸出専用のAEDとする。

（貸出対象行事）

第3条 AEDの貸出対象とする行事等（以下「対象行事等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市民を主たる参加者として開催される行事等
- (2) その他市長が必要と認める行事等

（貸出条件）

第4条 AEDの貸出しにおける条件は、次のとおりとする。

- (1) 医師等の医療従事者又は消防機関等が実施するAEDの使用に係る救命講習等を修了した者が、対象行事等の開催される期間中会場に配置されていること。
- (2) 営利目的に使用しないこと。
- (3) 対象行事等の参加者は、おおむね10人以上であること。
- (4) 対象行事等においてAEDの周知啓発をすること。

（貸出期間）

第5条 AEDの貸出期間は、対象行事等の開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（貸出数量）

第6条 貸出数量は、原則として対象行事等1開催につき1台とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（申請手続）

第7条 対象行事等の主催者でAEDの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の6か月前から2週間前の日までに、大田原市自動体外式除細動器（AED）借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 提出にあたっては、第4条第1号に定める者のAEDに係る講習の修了証もしくはそれに代わるものの写しを添付しなければならない。ただし、身分が明らかである場合は、この限りでない。

（貸出決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その貸出しの可否を決定し、大田原市自動体外式除細動器（AED）貸出可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、貸出しを可としたときは、当該申請者に貸出しにあたっての必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により貸出しを承認された者（以下「使用者」という。）は、健康政策課においてAEDの引き渡しを受けるものとする。

（経費負担）

第9条 AEDの貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

（貸出中止）

第10条 市長は、AEDの使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出期間にかかわらず、AEDの貸出しを中止し、返却させることができる。

- (1) 使用者が当該AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 貸出決定の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（維持管理）

第11条 使用者は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 使用者は、AEDを処分し、又は目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。

（損害賠償）

第12条 使用者は、故意または過失により、当該AEDを破損又は紛失した場合には、市長の指示するところに従い使用者の負担においてその損害を賠償し、又は修理しなければならない。

（返却・報告）

第13条 使用者は、AEDを点検、確認し、返却期日までに健康政策課に返却しなければならない。

- 2 使用者は、大田原市自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書（様式第3号）によって使用状況を報告しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じてその状況を聴取することができる。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。